

アフターコロナを見据えた設備投資支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境下にある中小企業者等が、アフターコロナを見据え実施する積極的な設備投資を促進することを目的とするアフターコロナを見据えた設備投資支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、鳴門市補助金等交付条例（平成13年鳴門市条例第36号。以下「条例」という。）及び鳴門市補助金等交付条例施行規則（平成14年鳴門市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者及び個人事業主をいう。ただし、農業、漁業及び林業を行う個人事業主を除く。

(補助事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、アフターコロナを見据えて新たに行う設備投資のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 機械装置
- (2) 測定工具及び検査工具
- (3) 器具備品
- (4) 建物附属設備
- (5) 構築物
- (6) その他市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が行う事業は補助の対象としない。

- (1) 代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が鳴門市暴力団排除条例（令和2年鳴門市条例第1号）第2条に規定する暴力団員に該当する者
- (2) 政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行う者
- (3) 補助金の趣旨に照らして適当ではないと市長が認める者

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は中小企業者等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 鳴門市内に事業所を有する法人又は個人であること。
- (2) 申請日において営業し（新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中断している場合を含む。）、かつ、補助金を申請する日以後も事業を継続する意思があること。

(補助対象期間等)

第5条 設備投資の実施期間は令和3年10月1日から令和4年3月15日までとし、補

助金の申請期限は令和4年3月1日までとする。

(補助金の対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び交付額は、1事業所につき次の表に定めるとおりとする。ただし、補助対象者が鳴門市内に複数の事業所を有する場合は、1補助対象者当たり30万円を交付額の上限とする。

補助対象経費	設備投資の内容	交付額
設備投資額（税抜き）が 20万円以上100万円未満	(1) 機械装置 (2) 測定工具及び検査工具	5万円
設備投資額（税抜き）が 100万円以上200万円以下	(3) 器具備品 (4) 建物附属設備 (5) 構築物 (6) その他市長が認めるもの	10万円

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、第5条に定める申請期限までにアフターコロナを見据えた設備投資支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。この場合において、補助対象者が鳴門市内に複数の事業所を有するときは、それぞれの事業所ごとに申請するものとする。

- (1) 設備投資に係る見積書の写し等
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 条例第3条の規定により補助金交付申請書に添付する書類は、規則第3条に規定する書類に代えて、前項に掲げる書類とする。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定をし、アフターコロナを見据えた設備投資支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該対象者に通知するものとする。

(補助金を交付しない旨の決定)

第9条 市長は、第7条の規定により提出された申請書を審査した結果、補助金の交付が不相当であると認めるときは、アフターコロナを見据えた設備投資支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、補助金を交付しない旨を対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助事業を完了したときは、速やかにアフターコロナを見据えた設備投資支援事業補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより、実績報告をしなければならない。

- (1) 補助事業に係る領収書の写し等
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 条例第11条の規定により実績報告書に添付する書類は、規則第8条に規定する書類に代えて、前項に掲げる書類とする
(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、アフターコロナを見据えた設備投資支援事業補助金確定通知(様式第5号)により当該補助対象者に通知するものとする。
(補助金の交付請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかにアフターコロナを見据えた設備投資支援事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。
(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による請求書の提出を受けたときは、これを審査し、適当であると認めるときは、補助対象者に当該請求額を交付するものとする。

2 市長は、前条の規定による請求の日から30日以内に口座振り込みの方法により補助金を交付するものとする。
(関係書類の整備等)

第14条 補助対象者は、補助事業の施行及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。
(決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の内容に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金を交付することが適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
(財産の処分の制限)

第16条 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助対象者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は5年を経過した場合は、この限りでない。

(調査)

第17条 市長は、申請内容に疑義が生じたときは、現地調査等を行うことができる。

2 交付申請を行った対象者は、前項に規定する現地調査等に協力しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年12月28日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

アフターコロナを見据えた設備投資支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛 先)

鳴門市長

申請者 住所 _____
 事業所の名称 _____
 代表者職氏名 _____
 担当者名 _____
 連絡先TEL _____

アフターコロナを見据えた設備投資支援事業補助金交付要綱第7条の規定により次の通り申請します。アフターコロナを見据えた設備投資支援事業補助金交付要綱の記載内容を遵守します。

1. 事業所の情報

事業所名				
所在地				
業種分類 該当するものに☑	(ア)卸売業	(イ)サービス業	(ウ)小売業	(エ)製造業、建設業、運輸業 その他(ア)～(ウ)を除く業種
常時使用する従業員数	人			

2. 設備投資の内容

設備投資の名称			
設備投資額（税抜き）		円	
設備投資の内容（該当するものに☑）		設備投資の目的（該当するものに☑）	
ア. 機械装置		a. 生産性の向上	
イ. 測定工具及び検査工具		b. 事業・販路の拡大	
ウ. 器具備品		c. 事業の安定的維持・継続	
エ. 建築附属設備		d. その他	
オ. 構築物		〔 _____ 〕	
カ. その他			
着手（予定）日	令和 年 月 日		
完了（予定）日	令和 年 月 日		

※設備投資については1件あたり20万円以上200万円以下のもののみ記載してください。

※設備投資する内容と金額が分かるよう、見積書の写し等を添付してください。

3. 補助金交付申請額

_____ 円

※補助金交付申請額については次のとおり。

設備投資額（税抜き）	交付額
20万円以上100万円未満	5万円
100万円以上200万円以下	10万円

様式第2号(第8条関係)

鳴門市指令第 号
年 月 日

様

鳴門市長 印

アフターコロナを見据えた設備投資支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったアフターコロナを見据えた設備投資支援事業補助金の交付について、アフターコロナを見据えた設備投資支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記の通り決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額 円

以上

様式第3号（第9条関係）

鳴商第 号
年 月 日

様

鳴門市長 印

アフターコロナを見据えた設備投資支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったアフターコロナを見据えた設備投資支援事業補助金の交付について、下記のとおり補助金を交付しないことを決定しましたので通知します。

記

1 不交付決定理由

以上

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）鳴門市長

申請者 住所
 事業所の名称
 代表者職氏名
 担当者名
 連絡先TEL

アフターコロナを見据えた設備投資支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け鳴門市指令第 号をもって交付決定の通知があったアフターコロナを見据えた設備投資支援事業補助金に係る補助事業を完了しましたので、アフターコロナを見据えた設備投資支援事業補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

実施内容 (該当する番号に○)	(1) 交付申請書のとおり (2) その他（下記に内容記載）
添付書類	(1) 補助事業に係る領収書の写し等 (2) その他市長が必要と認める書類
補助金交付申請額	円
補助対象経費合計 (税抜き)	円

※補助金額については次のとおり。

設備投資額（税抜き）	交付額
20万円以上100万円未満	5万円
100万円以上200万円以下	10万円

様式第5号（第11条関係）

鳴商第 号
年 月 日

様

鳴門市長

印

アフターコロナを見据えた設備投資支援事業補助金確定通知

年 月 日付けで実績報告のあったアフターコロナを見据えた設備投資支援事業補助金について、アフターコロナを見据えた設備投資支援事業補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり確定しましたので通知します。

記

1. 補助金の名称 アフターコロナを見据えた設備投資支援事業補助金

2 交付決定額 _____ 円

3 確定額 _____ 円

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）鳴門市長

住 所 _____
申 請 者 事業所の名称 _____
代表者職氏名 _____ 印
担当者名 _____
連絡先TEL _____

アフターコロナを見据えた設備投資支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け鳴門市指令第 号をもって交付決定の通知があった補助金について、アフターコロナを見据えた設備投資支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の名称 アフターコロナを見据えた設備投資支援事業補助金

2 請 求 額 _____ 円

3 振 込 先 金 融 機 関 名 _____

支 店 名 _____ 支店

預 金 種 別 _____ 普通 ・ 当座

口 座 番 号 _____
（ 右 詰 記 入 ）

口 座 名 義 _____
（ カ タ カ ナ 記 入 ）

※振込先口座は、個人にあつては申請者個人、法人にあつては当該法人が名義人である口座を記載してください。

※口座情報に誤りがある場合は入金できないことがありますので、通帳内容をよくお確かめの上ご記入ください。